

岡崎市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画の改定（案）に対する
意見と市の考え方

【概要】

- ・パブリックコメント募集期間：令和5年12月7日～令和6年1月9日
- ・意見提出方法：直接持ち込み、郵送、ファックス、電子メール、電子申請総合窓口
- ・提出人数：1人
- ・意見件数：2件

No.	意見	市の考え方
1	<p>60歳を過ぎた両親が岡崎市に住んでおり、今は元気だが、私を含めた兄弟が岡崎市に住んでいないため、両親の将来に不安を抱いていたところ、この計画を見て、市が高齢者の住居探しの支援をしてくれると知り、少し安心した。</p> <p>その中で、どのような支援を行っているのか知る機会がもっと増えると良いと思う。</p>	<p>本市では住宅の確保に特に配慮を要するかたへの相談窓口を設置し、相談者の状況や希望物件などをしっかりヒアリングした上で、国の制度や独自の施策である「住まいサポートおかざき」による物件情報や相談者に合った支援、サポートをご案内するほか、連携している不動産賃貸業者や居住支援団体等を通じた情報発信を行っています。</p> <p>今後は、支援する取組の情報を広く、また、わかりやすく提供できるよう、居住支援に係るガイドブック等により、一層の周知に努めていきます。</p>
2	<p>高齢者がこれから住居を探すのに特に問題となることは何か。</p>	<p>アンケート調査結果にもあるように、大家・管理会社等は、入居者が高齢になるほど、万が一の場合の孤独死や残置物、家賃の支払いなどについて不安を抱いていることから、賃貸住宅への入居が困難になっていきます。</p> <p>これらの不安を解消するため、福祉部局や居住支援団体等と連携し、緊急連絡先の確保や日常的な見守りなどに係る支援を行っています。</p>

※いただいたご意見は趣旨を損なわない程度に要約した箇所があります。